

## 五所川原市立学校の通学路に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、五所川原市立学校設置条例（平成17年五所川原市条例第81号）に規定する小学校及び中学校の児童生徒（以下「児童等」という。）の通学時における交通の安全を確保し、並びに防犯及び防災の推進を図るための通学路の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「通学路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路のうち、児童等が通学のために通常使用する経路をいう。

### (通学路の指定等)

第3条 学校の校長（以下単に「校長」という。）は、通学区域（五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第14号）第2条に規定する小中学校の通学区域をいう。以下同じ。）の交通事情、防犯・防災上の課題に関する情報等を的確に把握し、児童等の通学に適切な道路を通学路として指定しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による指定に当たっては、あらかじめ児童等の保護者及び関係者と協議し、必要に応じて所管警察署等関係機関と調整しなければならない。
- 3 校長は、第1項の規定による指定に当たっては、通学距離及び通学時間のみではなく、児童等の安全確保を最優先に考慮しなければならない。
- 4 前3項の規定は、第1項の規定により校長が指定した通学路（以下「指定通学路」という。）を廃止し、又は変更しようとする場合に準用する。

### (通学路の指定及び届出等)

第4条 校長は、毎会計年度ごとに通学路を指定し、当該会計年度の5月末日までに通学路（指定）届出書（別記様式）に関係図面を添えて五所川原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出するとともに、児童及びその保護者に対し当該通学路について周知しなければならない。

- 2 校長は、指定した通学路における危険箇所及び危険状況を把握し、当該危険箇所及び危険状況が分かる書類を前項の通学路（指定）届出書に添えて提出するものとする。
- 3 校長は、指定した通学路を廃止し、又は変更したときは、直ちに通学路（変更・廃止）届出書（別記様式）に関係図面を添えて教育委員会に提出しなければならない。

### (指導助言等)

第5条 教育委員会は、前条の規定により届出のあった通学路について、児童等の通学路として適切でないと判断したとき又は不適切な事態が生じたときは、校長に指導又は助言を行い、その変更を求めることができる。

- 2 教育委員会は、関係機関から通学路に関する情報を得たときは、速やかに校長に提供

するものとする。

(指定した通学路の安全確保)

第6条 校長は、指定した通学路での交通事故等を防止するため、指定した通学路を定期的に点検し、安全確保に留意しなければならない。

2 校長は、児童等の安全を確保する上で、通学路の補修、修繕等が必要であると判断するときは、教育委員会を通じて関係機関に補修、修繕等の要望をしなければならない。

3 教育委員会は、校長と連携し、児童等の通学時における安全確保について、関係機関に積極的に働きかけ、安全な道路環境づくりの促進に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、通学路に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。